

私の労働問題研究45年の歩み

——社会との関わりのなかで——

高 梨 昌

1 軍国主義期の少年時代

私は東京生まれの東京育ちで、父は新聞記者をしていました。商売柄、忙しくて、子供の頃は、あまり顔を合わせたり、話をする機会は少なかった。私の小学校時代はちょうど昭和10年代の前半にあたるんですが、軍国主義が深まつてくるなかで、父は経済部のデスクをやっていた関係からしばしば編集上の責任を取られ、特高に呼び出されていたことを覚えています。

中学は青山学院で、典型的な中流家庭の子弟が多いクリスチャンの学校でした。兄貴がそこに入っていて、母親が父母会の幹事をしていた関係で、私も青山に入ったんです。中学時代の思い出では、父が書棚に入れないので、押入れの奥の方にしまっていた本の中に改造社版のマルクス『資本論』があって、それを引っ張り出してきて読みました。もちろん第一巻の分業とマニファクチュア及び機械と大工業のところでしたが、近代産業の発達の理解が深まり、感銘を受けたことを覚えています。高畠素之訳のとてもメリハリのある文章で国語の勉強にもなりました。たとえば毀譽褒貶などのむづかしい表現はこれで学びました。

中学2年の時に太平洋戦争が始まり、戦時色が強くなります。一番記憶の残っているエピソードは、4年生の時に軍事教練をさぼって処罰された経験です。授業をつぶして予科連生の募集にくるというので、もう一人の友達と一緒に、それに出ないで時間をつぶして帰ってきたら、それが早く終わり、次の軍事教練が始まっていて、私は分隊長なのに教練をさぼったと言

うことで、1週間、廊下に立たされたんです。兄貴が横を通ってニヤニヤ笑っていましたが、兄弟のよしみで家の者には言わなかった。この経験のために、後でずいぶん不利な扱いを受けましたし、いやな思いもしました。中学4年の時と5年の時に旧制高等学校を受けたんですが、操行も教練も戊という最低点ですから、面接官に配属将校がいて軍事教練のことを聞かれて面接ではねられ希望のところへは進学できませんでした。そこで、青山学院の専門部の機械科に入りました。当時、英文科が廃止されていて、比較的近い希望ということで、機械科に入らざるをえなかったんです。

もう一つのエピソードは、専門部入学後の昭和20年に、学徒動員で牛久の軍需工場に行かされた時の話です。寮生活なんですが、食事がひどくて、孟宗竹の器に塩っぽい味噌汁とかじやが芋に麦をなすりつけたような食い物なんですね。ところが、引率の教官や配属将校はぜいたくな食事をしている。それに軍需工場ですから、二回ほど機関砲の射撃を受けた。私は寮長だったものですから、寮生全員に呼びかけて、このままでは栄養失調か爆撃でやられてしまう、そこで名目は戦争が激しくなるから家族にお別れにいこうということにして、一斉に帰郷運動をやった。一種のストライキなんですが、ストライキというのはまずいので、そういう名目にしたんです。それが8月の10日頃で、15日が終戦ですから、憲兵にやられなくてすんだ。そんな経験が、必ずしも鮮明ではないけれども、後の私の問題関心を芽生えさせるうえで、関わりを持っているように思います。

昭和20年4月に専門部機械科に入学したんで

ですが、敗戦後結核になって、しばらく休学して復学した頃、親父が公職追放令D項（言論界）に該当し追放をくって仕事を失ったものですから、やむなく学校に行きながら、GHQ の翻訳官という仕事につきました。最初、手紙の検閲をやらされたんですが、この仕事ははじまないので配置替えしてもらって、新聞の検閲をやっていました。新聞の検閲は、全文を英訳しなければならず、キツイ仕事なので書籍の検閲に回してもらって、主として経済学の文献を読むという仕事をやって、ペイもよかったですから、それでうちの生活を支えていました。

昭和24年4月に、まだ微熱が続き健康に自信がなかったので机で勉強できる専門に変更し、また父が経済専門であった関係から東大の経済学部に入りました。大学に入る前に、東芝の大争議などがあり、当時、蒲田に住んでいたものですから、川崎に争議を見に行ったり、東芝争議団が蒲田の駅前の焼け跡に露店を出して物品販売をやったりしているのを近くで見たりしていました。それから、従兄弟が読売新聞にいて、読売争議団の一員で、争議敗北後、解雇されたこともあって、なんとなく労働・社会問題に興味を抱くようになっていました。

2 大河内演習の思い出

大学では、最初の頃、舞出長五郎先生の『理論経済学概要』やアダム・スミスの『国富論』などを読んで、経済学の基礎範疇とか、経済学の考え方について学び、次第に興味を覚えていました。大河内ゼミに入ったのは、労働になんとはなく興味を持っていたからですが、まだ、それほど鮮明な問題関心を持っていたというわけではなかった。昭和25年頃といえば、学生運動が華やかだった時代ですが、大河内ゼミには、どちらかと言えば、過激な運動をやるという人はいませんでした。ただ、ゼミは共産党系の雰囲気が強くて、当時の労働運動についてもどちらかといえば左寄りの評価が強かったんですが、私としては、こうした傾向に少し距離を置く感

じでいました。戦後の経済混乱の時期ですから、学生食堂の飯もまずい、演習室には暖房も入っていないという状況でしたが、そんななかで、大河内先生の出稼ぎ型労働力論などについて議論していました。ただ大河内先生の社会政策論、例の総資本論などはあまり議論しませんでした。むしろ出稼ぎ型を中心とした労働市場問題の話が中心でした。この時期に、隅谷さんが代表になってやっていた硫安工業協会の労働力調査を手伝いました。その報告の中で、未発表なんですが、「出稼ぎ型」論で労働市場を説きおこすのは疑問だといった内容の出稼ぎ型労働力論の批判をした文章をゼミのレポートとしてまとめ大河内先生に提出しました。しかし、そのすぐ後に大河内先生が岩波新書で『戦後日本の労働運動』を出され、そのなかで、出稼ぎ型論の自己批判を1ページほど書かれた。そんなことで、私の書いた文章は発表する気がなくなってしまったんですが、しかし、自分の考え方方が先生に命中したという感じはありました。当時、大河内先生を中心に助教授、助手クラスの方々で「労働問題調査会」という勉強グループができていて、ゼミ生もこれに参加を認められていました。そういう場で、隅谷三喜男、遠藤湘吉、氏原正治郎、藤田若雄、江口英一、松本達郎といったOBの人たちと一緒に議論し、実態調査についての指導を受ける機会がありました。ただ当時、氏原先生は病気で、あまり出てこられませんでした。

3 大学院時代の労働市場調査

大学院生になって、神奈川県の中学校卒業生の就職動向の調査に参加します。これは、昭和30年に、大河内、氏原共同編集で『労働市場の研究』として東京大学出版会から出版された調査です。昭和29年に、大河内先生がイギリスに留学されたものですから、学部のゼミも氏原ゼミとなっており、この調査も氏原先生が中心でした。この研究の初まりからいえば、大河内先生が神奈川県の専門委員として毎年、かなり多

額の委託研究費を神奈川県から受けていました。おりから朝鮮戦争休戦後の不況の中で、氏原、江口両先生が責任者となって、失業をテーマとする研究の委託を県から受けたんです。ところが当時は“失業”問題の重要性がなくなりつつありました。そこで調査の方針を変え、中学校卒業生の就職実態調査をすることとしました。そこで、私と関谷耕一君（現在弘前大学人文学部長）が実際の調査を担当するということになりました。この中学校卒業生の就職動向調査に私も全力投球してみようという気になっていました。中学を卒業した新規労働力がどのように産業別、職業別、地域別に配分されていくかを明らかにしようという狙いですが、それをどのような視点からやるのか。当時の状況では、「労働市場」という言葉は使われていないし、そうした捉え方は出でていない。ところが、たまたま大河内先生が留守中に先生の研究室の留守役を頼まれたところ先生の研究室で、レイノルズの『STRUCTURE OF LABOUR MARKET』（1950年）という本を見つけて、「労働市場」という概念に、新鮮な印象を受けたんです。ですから、昭和30年に刊行されたこの研究の報告書のタイトルに「労働市場」という言葉が使われたのは、たいへん印象深い。左寄りの政治至上主義的な労働問題研究に対して、「労働市場」という概念が私自身の労働問題への接近にとって、大きな対抗軸になるという感じがありました。それは L. ベヴァリッジの『FULL EMPLOYMENT IN A FREE SOCIETY』（1944）を読んでから、雇用政策論の構想にもある種の確信が芽生えてきたことを覚えています。こうした発想に立ちはじめていましたから、昭和30年7月に日本共産党が六全協で自己批判するわけですが、このとき、氏原さんが「これで快哉を叫ぶのは、高梨君くらいだな」と言われたのを、今でも、よく覚えています。

この当時、大河内先生自身には「労働市場」という視点は弱かったと思うんです。29年に、最終的なまとめの原稿執筆作業を北鎌倉の建長

寺の裏に住んでおられた氏原先生のお宅に泊まり込んでやったんですが、そのまとめの段階で、大河内先生が帰国される。先生も編者になっていますから、氏原さんと私と一緒に書いた序文を大河内先生のところに持っていくと、それに赤でどんどん訂正を入れられるんですね。先生の発想は、出稼ぎ型の視点からもっと供給側の視点を強く出せということだったんですが、労働市場論的発想に立つ氏原先生と私は、結局、こうした大河内先生の訂正をほとんど受け入れず、最小限にとどめて出版しました。

4 「労働市場」概念の形成

この神奈川県の調査は、「労働市場」という概念の形成のうえで、非常に重要な意味を持っている調査だと思うんですが、日本の労働問題研究の流れ全体も、この時期は一つの転換期にあるわけです。昭和27年の秋に、「賃労働の封建性」をめぐって、立教大学で社会政策学会の大会が行われます。私も学生でしたがこれを傍聴していました。レポーターの大半は、「出稼ぎ型」、「半農半工型」論で、日本の「前近代性」を強調するわけです。日本共産党の基本路線に従って、戦後諸改革はすべて政府、独占資本と戦前型の旧地主制を温存するものだ、戦前型の再生産構造が継続しているなかで、労働者階級が運動している、という捉え方です。これに対して、大河内グループでは、総括報告を隅谷さん、労働需要の構造について松本達郎さん、労働供給の構造について江口さんというメンバーで報告を行った。学会の前に、予備討論もやったんです。学会では、需要と供給という概念について論争になります。ここに労働問題の捉え方が労働市場概念に移っていく萌芽が見られたと思う。

しかし、氏原先生自身もまだ労働市場の概念形成の途上にある。昭和25年に、『社会的緊張』の研究の一環として、「大工場労働者の性格」という論文を書かれますが、ここでは、年功制が前面に出ているにとどまる。もう一つ、同じ

頃に、京浜工業地帯の大工場労働者の調査が行われています。この調査報告の中で、「労働市場の模型」ということで、大企業労働市場、中小企業労働市場、都市農村の過剰労働力という日本の労働市場の階層別構造を描き出される。大企業には農村の過剰人口が流入し、中小企業の市場には大企業の労働市場から転落するという形での移動はあるが、中小企業から大企業への上向移動はない、また大企業相互間の移動もない企業閉鎖的労働市場を形成している、というモデルです。このあたりから、「労働市場」の概念がだんだんと整理されてくるわけです。これが『労働市場の研究』がまとまる前の昭和29年頃の話です。ただ氏原先生の頭の中で、こうした流れと『労働市場の研究』が直接つながっていたと言いかける自信はありません。なぜかといえば、まだやはり労働供給論にとらわれている面も残っている。「日本農村と労働市場」(『農村問題講座』第三巻河出書房、昭和29年12月)という出稼ぎ型論を批判した論文の中で、氏原さんは、日本の範疇的低賃金を論じておられる。家計補充的低賃金論の批判ですが、貧しい農家の出身者ほど家計補充分が多くなるから、労働供給価格が高くなるはずだというのは経済法則には合わない。むしろ豊かな農家の出身者ほど供給価格は高くなるはずだ。それでなければ農家から若い労働力を引き出すことはできないのではないかという論理構成です。これなどは日本の農民層分解と出稼ぎ型労働力論に未だ強く引かれながら書かれた論文ではないかと思う。私自身は、栗原百寿さんの見方(『現代日本農業論』昭和26年。この著作は、戦後の農地改革によって地主制が解体したと論証した最初の論文)を高く評価していましたから、この氏原さんの論文で農地改革をどう評価するかについてまったくふれられていない点が非常に不満でした。私は、戦後、日本の農業は根本的に変わっているのではないかと考えていました。そこで、氏原さんと二人で、当時、『農村は変わる』という岩波新書を書かれた並木正吉さんを呼んで、議論したんです。そういうことが、氏

原さんの「労働市場論の反省」(『経済評論』昭和32年11月)へつながっていったと思います。

労働市場論に向かうもう一つの転機は、隅谷さんが東大経済学部の『経済学論集』に書かれた「賃労働の理論について」(昭和29年10月)です。そこで労働経済学の構想というか、資本蓄積と労働市場についての問題提起が行われます。そして、昭和32年に氏原さんが「労働市場論の反省」という転機となる論文を書かれる。こうしたなかで、日本の労働問題研究における労働市場論の輪郭がしだいにはっきりしてきたわけです。このように労働市場研究が発酵してくる過程について文献史的に解明したのが私の「戦後労働市場研究小論－労働市場研究前史」(信州大学経済学論集 昭和48年2月)です。なお、昭和30年代の労働市場に関する調査研究の総括は、氏原さんとの共著『日本労働市場分析、上下』(東京大学出版会 昭和46年)で行いました。この著作の序論は氏原さんが英国へ留学されたため、私が原案を書きエアメールでやりとりしながら作成したものです。当時、私は胆石症で苦しみながら、これが絶筆になるのではないかとたいへん緊張しながら書き下ろしたもので、気迫に満ちた叙述になったと思っています。

5 労働組合研究の転換

この頃、労働市場概念の形成と重なり合いながら、労働運動の研究の領域も大きな転換期にありました。この点では、「賃労働の封建性」で論争した昭和27年の社会政策学会大会と、昭和30年に、六全協の後、大阪市立大学で開かれた「戦後労働運動史研究の反省」をテーマにした社会政策学会の大会が大きな意味を持っています。共産党系からは大友福夫さん、田沼肇さんが報告し、大河内グループからは藤田若雄さんが代表報告するという進行になりました。戦後労働運動史の解釈、評価が真っ向から対立するわけです。しかし、六全協のあとですから、共産党系の人はあまり気勢があがらず、自己批

判をはじめるわけです。昭和28年から、岩波の講座で戦前の『日本資本主義発達史講座』の戦後版として『日本資本主義講座』全10巻が出ていますが、これは昭和20年代の共産党の歴史観で貫かれているわけです。その編者の一人に大河内先生も入っているんですね。しかし、学会では、そうした史観をめぐって激しい論争になった。大河内先生はそうした共産党系の人の自己批判を見ていて、学会年報の巻頭論文（「組合運動の『反省』と組合研究の『反省』」社会政策学会年報『戦後日本の労働組合』昭和31年所収）で、政治的実践家が自己批判することは許されるかもしれないが、学者が自己批判するとしたら学者をやめなければならないほどの問題ではないか、という、かなりきつい表現の批判をされたことを印象深く覚えています。

なお当時、大河内先生の労働運動への評価も変わってきていたのではないかと思います。産別会議の解体の後、昭和25年に総評が結成されますが、大河内先生は、組合の組織率が下がってくる状況に対して、「労働組合における日本型について」（『経済研究』昭和26年10月）というペーパーを書いておられる。組合運動の退潮について、「職員層に告ぐ」という表現で、組合運動の立て直しをせよという呼びかけです。さらに、総評が25年に結成され、26年には旧総同盟系が刷新同盟で再建大会を開く、27年には四単産批判が出て、総評は第一次、第二次と分裂を重ねていく、全労会議ができる、不況の過程で、日鋼室蘭の争議とか尼崎製鋼の争議とか、労働組合運動がすべて敗北していく、さらに27年の炭労、電産ストでスト規制法ができる、こういう状況の中で、大河内先生は、深い危機感を抱かれたのではないかと思う。

昭和20年代末に、大河内先生は、『世界』誌上で総評の高野実さん達と対談しているんですが、そこで、27年頃から29年頃まで、総評が展開していた「地域ぐるみ、家族ぐるみ闘争」を批判しています。大河内先生は、「企業別組合の内と外」という表現を用いながら、企業別組合の内実をいかに強めていくか、という発想を

もたれていたようです。そこで、どちらかと言えば、合化労連の太田薰さんを中心に始まる五単産共闘の運動や、30年に、高野実さんに代わって、岩井章さんが総評の事務局長になり、産業別統一闘争が始まられてくるという方向にシンパシーをいだかれていたのではないかと思います。

6 「労働組合の構造と機能」調査

戦後の労働組合の実態調査の系列の中で、大河内先生グループの調査としては昭和22、3年に調査して25年に『戦後労働組合の実態』（日本評論社刊。後に大河内一男編『労働組合の生成と組織』として昭和30年本文のみ再刊）としてまとめられる調査がありますが、これを昭和30年という時点の状況と比較研究してみようという作業が行われます。そこには、組合がどのように変わったのかをぜひ検証してみたいという大河内先生の強い問題意識がありました。そこで先生を代表者にして科学的研究費を申請し、私に事務局を担当して、まとめをやってくれという依頼が先生からありました。これが『労働組合の構造と機能』としてまとまっていく調査の始まりです。まず手始めに、『戦後労働組合の実態』の輪読会からとりかかるわけです。今日的視点からみて、労働組合運動の新たな論点は何か、というテーマです。メンバーは網羅的で、いろんな人が入っていましたが、氏原先生はご病気で、ほとんど出でていらっしゃらない。藤田若雄さんが中心でした。この他に、塩田庄兵衛さん、薄信一さん、高橋洸さん、秋田成就さんたちがおられました。この研究会は、一年半ほど続きました。しかし、文献の読み直しだけでは不十分だということで、私が事務局長でありました関係で、文献の検討から実際の調査へと活動の再編を行うわけです。藤田先生をかついで、そこに当時、大学院生だった小池和男君とか神代和欣君などを戦力として誘い込んで職場調査を始めるんです。これが昭和32年のことで、ちょうど私が結婚した年でした。大河内

先生の問題意識はあまりはっきりつかんではいませんでしたが、職場調査をやるという方針では異論を持ってはおられなかったようです。氏原先生は鎌倉に引っ込みながら、組合調査とは距離をおいているという状況でした。

調査研究の中心となった藤田若雄先生が強く関心を持ったのは、当時、森直弘さんがおられた北陸鉄道です。これに先立って、内山光雄さんが『幹部闘争から大衆闘争へ』(昭和29年5月)という有名な本を出しておられますぐ、それを理論的にバックアップしたのが森直弘さん(昨年逝去)でした。もう一つ、藤田先生は炭労に深く関わりを持っておられましたから、この調査が始まると、一方で文献研究をやりながら、藤田先生は炭労の中央委員会に私を連れていて傍聴する機会をあたえてくれました。炭労、とくに、三鉱連ですけれども、最終的には労働側が勝利した「英雄なき113日の闘い」という解雇反対争議の後で、とても活気のある状況にある。職場のなかに5人組のような核となる職場組織をつくり、「職制あっち向け闘争」を展開していく。職場から組織を作っていくという運動ですね。こういう職場における組合組織のあり方に強くひかれながら、「構造と機能」の調査に入っていくという状況でした。また藤田先生は小池君、神代君の二人を北陸鉄道の組合に連れていって、実態調査をさせたわけですが、この経験で、はじめて藤田先生が何を考えているかが二人にもわかつてきたのではないかと思います。そこで、分担としては、日本鋼管の組合について、私が鶴鉄労組の職場懇談会を中心に、神代君が川鉄労組を分担、小池君は東武鉄道の組合を調査するということで、いずれも職場組織の調査を中心にして入っていく。今は、「小池節」といわれるほど知られた小池君のキャリアパスのあり方、どのようにして職場の昇進秩序が形成されていくかについての検証は、関西の私鉄との比較で検証し、このときの東武鉄道の調査で、国内的にも、国際的にも著名になった小池理論が形成されたと思います。

7 昭和30年代の調査グループの形成

この「構造と機能」調査を行う頃は、昭和30年代以降、東大の社会科学研究所の氏原先生を中心に実態調査を行っていく組織が形成されていく移行の時期でもあった。昭和20年代の大河内先生を中心とする労働調査時代には、「労働問題調査会」という組織がありました。もう一つ、社会科学研究所のなかに大河内、有泉両先生を代表にした「労働問題調査室」という組織があり、氏原、藤田、遠藤、隅谷といった人たちがこれを運営していました。その組織の中にいろんな研究グループがあり、京浜工業地帯のさまざまな調査をやったわけですけれども、その一環として、28年に労働組合研究で「単産論」がまとめられます。(『日本労働組合論』昭和29年6月) これには、内藤則邦さん、秋田成就さん、塩田庄兵衛さん、戸坂嵐子さんなどが参加していました。しかし、この著作がまとめられた後になって、「労働問題調査室」のメンバーの中に亀裂が生じてくる。29年から30年当時、大河内グループに対して、学会でいろんな批判が加えられ、その影響もありますし、実態調査を行う意味について考え方の違いがはっきりしてくる。直接的には、神奈川県から委託を受けても、実際に調査をして報告書をまとめるのはほとんどが氏原先生なんですね。歴史研究や外国研究に関心が向いている方々は、実態調査についてあまり協力的ではないので、氏原先生が大学院生だった私や関谷耕一君を誘い込んで実態調査を実行するということになったと思う。これは、やがて、実態調査を行う人たちと外国研究、歴史研究を中心とする人たちに分かれしていくわけです。その直接のきっかけが30年に始まった労働組合研究だったんです。先輩から、「君らは、調査、調査と言っているが、理論研究をやっていないではないのか」といったお叱りを受けて、若い世代で、「社会政策理論研究会」という研究会を作ったんです。そのときの幹事が、私、戸坂嵐子さん、秋田成就さん、

津田真激さんなどです。大河内先生もときどき参加されて、月 1 回位のペースで、約半年続きました。そのうち、外国研究グループから成果が上がらないという批判が出て、我々が、どのような方向で社会政策研究を展開していくべきか、一度、総括的な議論をしようという提案がありましたので、大河内先生もお呼びしてこれをやったところ、先生が冒頭、30 分くらいお説教を始めた。「外国研究をやっている人は、外国に鉄砲玉が飛びっ放しで、国内のどこの問題の比較研究を考えながら外国研究をやっているのかがわからない、そういうことでは意味がない」というようなことを言われたんです。当番幹事だった私は、司会をしていて、「これについて批判的な人の発言を求めます」と言いましたら、「そんなことを言った覚えはない」と言われてしまった。そこで、大河内先生も立腹されて退席され、結論については後で研究室に回答をもって来なさいということでお開きになりました。その研究会はそれで事実上解散となり、同時に『戦後労働組合の実態』の輪読会も中断し、実態調査に興味を持つ人たちだけが、藤田先生を中心に職場調査にはいるという経過になってしまったわけです。

この間、私は津田君と連合を組みながら、小池、神代君を誘って、若い世代で、実態調査グループを作ってきてているわけです。

また、社研の中の失業調査ということで、造船と炭鉱の調査が行われますが、石炭産業を藤田さんと舟橋尚道さんが担当され、これには、私と津田君、小池君、神代君が参加します。また造船を江口さんと氏原さんが担当される。造船には、あとから小林謙一君とか山本潔君が入ってくる。また、同時並行的に、氏原さんが下山房雄君と一緒に別のグループを作って、佐久間ダムの調査を行っている。这样一个の経過で、実態調査を重視する人たちも数多く育つつあった。

なお昭和34年に、『構造と機能』のまとめの段階で、氏原先生も参加されるわけです。その序章については、藤田、氏原両先生の二人で議

論されながら、序章については、大半を藤田先生が書かれるが、抜文は、氏原先生が「編集をおわって—調査についての覚書」を書かれ、そこで、氏原先生の調査論が全面的に展開されるわけです。

そして、次の段階では、氏原先生を中心とする調査グループが形成され、私が事務局長役を勤めることになるわけです。氏原さんと二人で、調査組織を作っていましたが、その場合、調査の組織や財政をどのように運営していくのかという問題を考え直さざるをえなかった。まずそれぞれの調査に参加するメンバーについては、プロジェクト方式で、調査毎にメンバーをその領域に関心のある人を誘って編成することにし、調査が終ればプロジェクトも解散するという方式に改めました。それぞれの調査については、担当の責任者を決めるが、大部分は、氏原先生の全体責任でやるという調査組織の運営原則です。また、調査組織の財政面では、これまでのやり方をがらりと変えたんです。以前の「労働問題調査会」の時代は、大河内先生が集めてきた資金を、文部省の科学研究費であれ、神奈川県の委託研究費であれ、すべてプールしていました。(実は、そのときの調査室の財政担当の事務局に私の家内になる女性がいたんですが) こういうことでは、個々の調査の收支バランスは皆目わからないし、当時のことですから、そこから生活費を一部借りたりというようなこともあります。財政的にも行詰まったこともあります。昭和32年から、「労働問題調査会」は解散ということになりました。ですから、新しい組織の原則は、調査毎の独立採算制ということにしたんです。ただし共通経費は必要ですから、個別の調査費用のなかから、何パーセントかを拠出することにしました。こうした共通経費で、調査全体の共通事務局を維持するわけです。とくに調査の事務や統計処理を手伝ってもらえる訓練された有能なアルバイトの女性を常時 3 人から 4 人抱えていたことは、当時としては、コンパクトながら、希に見るすぐれた調査ワークショップだったのではないかと自負しています。

当時骨身を惜しまず調査研究を手伝ってくれたのは鈴木佐紀、伊藤純子、太田純子、鈴木洋子さん達で、この誌上をかりて感謝の意を表したい。なお社研の中では、この氏原研究室のことを「氏原マニュファクチュア」とか「氏原工房」とか噂されていたようです。

この新しい組織体制による手始めの調査は昭和35年に始まる中小企業研究で、この調査の終わりの時期を考えるのは難しいのですが、実質的には、報告書としてまとまらなかった中小単産研究（昭和37年から38年に大河内ゼミ生を指導して調査をしました。このときの学生の一人が下田平裕身君です）あたりでしょうか。こうした調査活動に関わってきた人たちのこの後の調査は、個別化していくことになります。

8 貧困研究と社会階層論

私の初期の研究では、もう一つ、貧困研究の領域があります。これは、当時、北大におられた籠山京先生が比較的早く昭和26年に厚生科学研究費を受けて始められた研究なんですが、28年から氏原グループが参加することになりました。農村については、籠山先生と石田忠さんが担当され、氏原グループは、都市班として、「都市における貧困層の研究」を担当することになりました。私たちの都市班では、富山市をフィールドにした職業と生活に関する既存調査資料を用い、また浜松市の既存調査の調査票の再整理を行い、被保護層の分析を行います。この研究では、チャールズ・ブースの考え方方に触発されて、「社会階層」論の概念を発展させました。従来の貧困研究は、ロントリーの貧乏線やエンゲル係数のような数量的尺度を用いて貧困を計測するというのが主要な流れだったのですが、むしろ生活の自立ができる社会集団が出てくるところに「貧困」問題が発生するという見方に立って、職業とか労働とか生活の対応とかが社会階層によって異なり、したがって、貧困化の原因や貧困現象も階層によって違ってくるに違いないという捉え方をしたわけです。

これは氏原先生が強調された問題意識で、この研究成果は「都市における貧困層の分布と形成（一）（二）」（『社会科学研究』昭和31年11月、34年9月）に発表しますが、この中の「社会階層論」は私が分担執筆しました。それから、昭和29年から30年にかけて、貧困層が多く存在すると考えられる失対日雇労働者の職業経歴をたどり、そこから貧困の形成原因に迫るという研究も行いました。この結果は、論文としてまとまりませんでしたが、一部について私が『社会事業』に「都市におけるボーダーライン層問題」（昭和32年6月）として発表しています。それから、20年代末から30年代初めに被保護世帯の調査をやりました。その後は貧困問題を直接のテーマにした研究を行っていませんが、このときに用いた「社会階層」論はその後の私の研究においてもたえず意識の底にあって、分析の道具として活用してきました。また、この領域では、ずっとのちになりますが、大河内先生のご依頼もあって、行政の面で、失業対策事業の制度改革に関わって、たいへん重い責任を負わされることになりました。

9 技術革新と中小企業調査

前にも述べましたように、昭和35年頃、氏原先生を中心に新しい調査組織体制を築くとともに、35年に神奈川県からの委託で、県下の自動車、電機、造船などの産業の下請中小企業の調査が始まります。これは大河内先生が神奈川県から委託を受けたのですが、氏原先生、私、兵藤君の三人で行った調査で、『京浜工業地帯における関連中小企業』（昭和36年6月）という報告書としてまとめられています。技術進歩がどのように中小企業を変えるのか、また大企業との間の下請構造を変え、中小企業に構造変動を呼び起こすかという問題意識に立った調査でした。技術革新が労働に与える諸問題は、労使関係との関わりよりは、この中小企業調査で意識して取り上げることになりました。昭和34年に『構造と機能』をまとめて発表した頃には、

まだ技術革新の影響の問題は顕著に出ていませんでしたから。

その後、37、8年に国民金融公庫から、委託研究を受け、中小企業の調査を継続的に行います。技術進歩によって、工場内の工程分業がどのように変わっていくかという事例研究を自動車、電機、繊維などの業種の下請企業調査を積み重ね、そこから中小企業が全体としてどのような構造変動を起こしているか、とくに「中企業」がどのように成長してくるかに強い関心を持って調査を進めたわけです。この調査結果の総括は、私の責任で昭和38年に国民金融公庫の『調査月報』に「中小企業の技術革新」というペーパーにまとめています。技術進歩が大企業と中小企業の間の分業構造をどう変えていくかというのが、私にとっての強い問題関心でした。そのときの方法論としては、戦時中に出た下請制工業論で、藤田敬三説よりも、むしろ小宮山琢二説に魅力を感じており、小宮山説に学びながら、これを発展させようと考えていました。この間の文献史的検討をまとめたのが東大の『社会科学研究』に昭和38年に発表した「現代日本の中企業問題－中小企業論の反省」です。なお当時、国民金融公庫の調査部におられた清成忠男さんとか、専修大学の中村秀一郎さんとかがこの調査研究の後に中小企業学者として知られるようになり、「ベンチュアビジネス」とか「中堅企業論」などを提言されるわけですが、こうした方向については、私たちの調査が最初に明らかにしたのではないかと思っています。

10 団体交渉仮説と春闘論

昭和30年代の半ばころから、次第に、春闘が拡大、発展し、企業別組合運動から産業別組合運動へと労働組合運動が発展してくるわけですが、私たちの研究グループで、この問題に取り組んだのは、38年に日本労働協会から出版された『産業別賃金決定の機構』ではないかと思います。ここでは、隅谷先生が序文を書かれています。この当時、私も春闘に強い関心を持ちは

じめ、『構造と機構』の調査では日本鋼管の職場活動の解明に取り組みましたが、この研究をさらに企業レベルから産業レベルの団体交渉研究にまで視点を拡大して鉄鋼労連を追っかけていました。30年代末に、小池さんが『日本の賃金交渉』を出版します。私も42年に、『日本鉄鋼業の労使関係』を文部省の刊行助成費をもらって東京大学出版会から出版し、春闘論と産業別組合論について私なりにまとめた見解を提起しました。これを書く前に、小池さん、兵藤さん、私の三人で、神奈川県の委託研究で、『銑鋼一貫工場の事業所内団体交渉』をテーマにした調査報告書を発表しています。この報告書の作成をめぐって三人で討論を行っているのです。そこでは、日本鋼管を素材にして、職場レベルの交渉から、部門レベル、工場レベルへと向かうプロセスで団体交渉論を解いていこうということで、三人の意見が一致したんですね。さらに、そこから、産業別レベル、ナショナルレベルへと発展させていくということで、私の春闘論が形成されていくわけです。

こうして団体交渉仮説に立って春闘についての考え方を鉄鋼産業でまとめた後に、『エコノミスト』に「転機に立つ春闘と労働運動」（昭和43年3月26日号）というペーパーを書いて、春闘が始まって以来の歴史的な総括と今後の展望を行います。春闘が成立し、成熟、発展していくバックグラウンドと今、どのような課題を負っているかという分析です。春闘も、39年にIMF・JCが誕生し、運動の中心軸が公労協、私鉄から重化学工業に移ってくる時期です。当時から、鉄鋼労連の宮田義二さんとは調査を通じて知り合っており、意見交換をしながら、自分なりの春闘論を組み立て、これ以降も、春闘論については『エコノミスト』誌や『日本経済新聞』の経済教室に自説を披露してきました。なお、私が意図的に実証的に進めてきた産業別組合研究の理論上の諸問題については、大河内先生の還暦記念論文集（昭和41年）や『大河内一男集』第4巻（昭和55年）で大河内、氏原両先生との鼎談でも発言しています。

11 昭和40年代からの労働運動との関わり

昭和40年代というのは、労働問題の動向にとっても、私自身の研究にとっても、大きな転機であったように思います。日本経済も39、40年のリセッションを転機に、大きな再編期を迎えるわけです。総評も太田・岩井ラインの交替期で、春闘もJC型に変わる。とくに印象深かったのは、昭和39年に公労協が4・17ストを48時間ぶっ統合で打つという方針に対して、日本共産党が4・8声明を出し、「これは敵の挑発であるから、ストは打つべきではない」と反対したことです。前衛党が労働組合を指導するという産別会議と同じ誤りをくりかえすわけですが、これによって党員は決定的に孤立し、これを機に共産党勢力が組合運動から退潮していくことが起きます。また一方で、IMF・JCが結成されて、春闘をリードするようになった。これは労働問題の研究者にとっては、エポックメイキングな事件だと感じ、また、それに大きく触発されたわけです。この後に出でてくる運動とはなんだろうか、JC型の春闘を指導する鉄鋼、自動車、電機、造船の金属四単産の幹部の諸君はいったい何を考えているのだろうか、という関心から、この人たちとの付き合いを深めるよう努めはじめました。また、鉄鋼を素材にして春闘論を展開したので、それを造船、自動車、電機などの産業に拡大して展開してみようかなという発想もありました。この人たちとはお互いにシンパシーを持ちあうことができ、単に調査の対象としてではなく、私の方からもコミットし、アドバイスすることもできるのかな、という感じを持ちました。というのは、鉄鋼産業の研究で、私が強調したのは、団体交渉の重要さでした。それまでの運動論というのは、どちらかと言えば、ストライキを打って交渉を有利に進めるという考え方が圧倒的に強かった。「階級的労働運動」と呼ばれていた発想です。しかし、そうではなくて、ストライキが起きるのは、むしろ団体交渉の失敗の結果ではないか、団体

交渉制度がどのような仕組みでできているのかがはるかに重要な問題ではないか、民間企業の領域で、ストライキが減ってきているのも、そうした交渉システムが整備されてきているからではないだろうか、というのが、私の考え方でした。そして、金属四単産の人たちとの交流の中で、このような私の考え方を受け入れられていく運動状況が生まれてきているのではないか、そんな印象を強めました。公共部門の研究も行いましたが、この分野では、民間のように団体交渉の制度化が進んでいないために、労使関係の混乱が起きているのではないかというように捉えたわけです。公共部門については、何故に団体交渉が機能していないかの実態を明らかにし、団体交渉の仕組みをどのように作っていくのかが先決であって、単純にストライキ権を認めるのか認めないのかという問題ではないのではないか、という論理を開拓しました。

こうして春闘の研究を通じて、産業別組織の幹部の人や、また公労協の人たちとも知り合い、組合運動の実践に興味をいただき、深入りするようになっていきました。とくに産業別組織が成長するとともに、造船産業は造船重機労連に統一、自動車も自動車総連に統一されるなど、大産別への産業別組合の再編成が果され統一運動も進んでくる。旧総評系の労働者同志会とは違った運動を進めてきており、かといって旧タイプの総同盟系でもないような人たち、具体的には、鉄鋼労連や電機労連など、金属四単産の春闘をリードしつつある人たちと知り合い、付き合っていく中で、いろんな新たな問題を見いだしていました。また、触発を受けるわけです。昭和20年代、30年代には、私は組合などの政治的実践はある程度距離をおいてきたんですが、40年代は少し実践にコミットしようという姿勢を持つようになりました。それは、私がそういう考え方を持つようになったからなのか、それとも社会の運動の方が私の考え方にはフィットしたのか、どちらであるかわかりませんが、「私の出番が出てきたのではないか」という印象をもちながら、40年代からの調査研究活動をした

わけです。ですから、40年代の論文は、春闘論や組合運動についての論文が多くなりました。

とくに大きく実践にふみこんだのは、オイルショックのあと、「労働問題研究会」を組織し、『季刊現代の労働』を発刊するに当たって、私が設立趣意書を書いて、研究者と労働組合に呼びかけたことです。そして、この雑誌の企画、編集や組合幹部との座談会の司会などを媒介にしながら、労働戦線統一運動に向けての活動を数年間やったわけです。この活動の最終的な成果は、「連合」の成立で、私自身は、そうした労戦統一に向けて、ある程度のお手伝いができたのではないかと自負しています。

12 労戦統一運動と労働組合の政策立案能力

第一次オイル・ショックを転機にして、経済構造も労働市場も、また労使関係も大きく変化しますし、それに労働運動も変わります。旧総評系がこれで完全に背後に退きますし、春闘は「国民春闘」に模様変えます。盛り上がった労線統一運動は、一端挫折して開店休業の状態でした。ちょうど、この時期に入る直前から、私は、政府の審議会に関わって、雇用政策の立案にかなり深くコミットするようになります。「国民春闘」は、政策・制度闘争を掲げてきましたから、私の政策へのコミットの開始とオーバーラップしてきます。

私が中央職業安定審議会に入ったのが、昭和48年の秋で、そのときの一番の重い仕事が失業保険法を抜本改正し、雇用保険法へ再編するというもので、その年末から正月にかけて、行政が安定審議会に提起する説明データを準備するのを手伝わされました。たまたま担当の失業保険課長が大河内ゼミに法学部学生として参加していた同期生の関英夫さん（後に労働事務次官を経て現在は雇用促進事業団理事長）で、彼と連携プレーをとりながら、審議会を通していく作業をしたんです。審議会では、公益と使用者代表は法案に賛成だけれども、労働側は総評代表が退席し、総同盟系の賛成だけで、承認さ

れたわけです。国会審議に移り、49年の通常国会では、法案は社会党の反対によって廃案になりますが、雇用調整の嵐が吹きすさぶ中で社会党の反対方針が変わり年末の臨時国会で復活して、ほぼ政府提案通りに認められました。

こういう議論の経過の中で、私が印象深かったのは、労働組合代表が審議会でどのような発言をして、どのように議論の集約をしていくかという姿勢でした。当時の状況を端的に言えば、組合には、政策論についての知識がほとんどない。失業保険法を雇用保険法に変えた場合、どのような政策効果が出てくるのか、政策手段の適合性はどうか、といった議論などできずに、ただ力ずくで賛成、反対を唱える、こういう姿勢なんです。そういうことから、私が労働戦線統一の運動にコミットしていく中で、組合の人たちに、政策・制度闘争は確かに重要だが、その場合、組合が政策立案能力を持たなければ、せっかく審議会に参加しても、成果は上がらないのではないか、ということを強く説いたことです。テーブルを叩いて退席すれば、使用者なり政府なりが譲歩するという単純な力関係論では、政策闘争にならないのではないか、もっと政策の勉強をすることが必要ではないかということです。

昭和50年に、「労働問題研究会」を設立し、『季刊現代の労働』を刊行した背景にもこういう事情があります。当時、全農林の委員長だった渡会俊誉さん、総評の全国オルグたつだ淵上保美さんの二人に頼まれて、設立趣意書を書いて組合と研究者の双方に呼びかけたのですが、呼びかけの中で、労働組合の「力と政策」という点を強調したのです。このとき、私が使った「力と政策」という言葉は、後にキャッチフレーズになって広く使われるようになります。その意味は、一つには、政策の立案能力を強めることです。そして、もう一つは、組織を統一して、一つの対話集団を創る、ということです。当時、労働四団体に分裂していたわけですが、同じ席で議論してみれば、それほどの違いはないのではないか、政策をめぐって、対話できる

集団にしていきたい、ということで、『季刊現代の労働』の毎回の号で、各ナショナルセンターや産別の代表的な人を座談会に呼び、討論してもらうという企画を続けたわけです。こうして、それぞれの考え方の違いと共通点を明らかにしていくことが雑誌発行の大きな目的でした。この仕事は 5 年間続きました。

印象深いのは、オイルショックの後、労働政策にいろいろ新しい展開がでてくるわけですが、組合の政策に対する姿勢も変わってきていることです。一つには、審議会への労働組合の代表の送り方が違ってきて、それまでは書記局で下積みに置かれていたような、政策通の人が送り込まれてきている。こうしたスタッフ型のリーダーが前面に出て、力を持ち始めてきている。ただ組織を説得しなければなりませんから、書記局の政策通ばかりでなく、リーダーシップをもつ中央執行委員も出ているということも必要ですが、こうした傾向は、組合の政策形成に対する姿勢の変化を反映していると思います。

ただ、連合への労戦統一が果たされて、立派な産業政策を立案し、国のマクロの政策についても正面から関わっていけるような能力と力を備えるようになっているかといえば、現在までのところ、残念ながらそこまではいっていない。かえって四団体に分極化して、一つにまとまろうと努力していた時代の方が互いに譲り合いながら、一つの政策に向けての合意形成をはかり、政府にものを言っていくという姿勢が強く見られたように思うのです。今は一つの組織の器に入っているが、その中で議論をしても、なかなか合意形成を図れない。少数の反対があると、全体の合意形成ができず、昔の左翼組合のようになんでも反対というような姿勢になりかねない傾向を持っています。ですから、まだ産業別組合の寄り合い世帯で、本当の統一体とはなっていないともいえる。あまり議論を闘わせすぎると、また分裂するかもしれないというような配慮もあるのかかもしれないのですが、器ができます、その中身として政策形成能力を強く持ってきたか否かについては、やや疑問もあります。

もう一つ、政策の企画立案よりも、この実施の段階の問題として、産業別組織より企業連レベルの方が機能を強く持つという面もあります。たとえば、各種の雇用政策、とくに雇用保険法の雇用安定等諸事業のさまざまな助成金、給付金をめぐって、これを受けるに当たっては労使の事前協議制を義務づけるという画期的な措置がとられたわけです。従来は、労使の事前協議制は、就業規則だけですから。これは政策形成ではなく政策の活用のレベルの問題なのですが、ここでは産業レベルではなく企業別労使の領域が重要になります。時短促進法も同じ構造を持っていますから、産業レベルの政策になっていきにくい面もあります。このことが最近、産業別組合の統制力が弱まり、企業別組合の力がなおのこと強められた背景にあるのではないかと考えています。この法律の作成の一半の責任を負う私としても、この点は自己批判しているところです。

13 雇用政策立案への参加と私の基本姿勢

私の行政との関わりですが、労働政策に関して政府の審議会に最初にコミットしたのは、男女雇用平等の問題に関する勤労婦人福祉法（男女雇用機会均等法の前身）なんです。第一次石油危機以降になると、雇用・失業問題が深刻化し、また、労働市場は構造的にも変化していきます。私は、『労働市場の研究』以後も、ずっと完全雇用政策について考え、勉強を続けておりました。政策立案では、建設雇用改善法に関わったことも印象深いんです。下田平君や竹川慎吾君（富山大経済）などの協力を得て建設業の労働現場の実態調査を行い、その結果を重要な素材として、雇用改善をめざす法律づくりの積極的なプロモーターとして参加しました。この法律づくりには苦労しました。それから雇用保険法の話は先にふれましたが、この他に、構造調整ということで、特定不況業種離職者臨時措置法や特定不況地域離職者臨時措置法にも関わりました。これらは、最初、議員立法とし

てでてきたのを地域雇用開発等促進法に変えていったわけです。

私にとって、とくに印象深いのは、労働者派遣法で、これは、実は建設雇用改善法と連動していました。建設雇用改善法の審議会への最終的な報告に当たって、私は行政に対して、付加的な意見を述べました。それは、職業安定法の労働者供給事業の禁止規定と施行規則 4 条 1 項の請負事業の規定、無料職業紹介の規定など、このあたりの労働者供給事業の原則的禁止規定が実態に合わなくなっている。これを見直し、再検討すべきではないかという提案でした。事務当局もわかりましたということでしたが、この問題はアングラ経済とも関係しているところですから、労働省としてもいじりにくいという受けとめだったと思います。私は、対事業所サービス業としての、派遣企業については、実態調査をしてある程度の情報と知識を持っていましたから、現行の規定とこうした実態は適合しないのではないかということで、労働省の人たちと意見交換を続けていました。たまたま昭和53年に行政管理庁が行政監察報告のなかで、派遣事業に問題ありという勧告をします。これを機に、それまでは事務当局で研究検討しているという答弁を出なかったのですが、この対応が積極的に研究会を作つて、正面きつて勉強を始めましょうという姿勢に変わり、「労働力需給システム研究会」を発足させることになりました。言い出しちゃで、私が座長を務めることになり、この研究会の提言の中で、パート労働対策と派遣事業対策の二つの提言を行いました。そして、これを受け、パート対策についてはパートバンクの設置で対応されますが、派遣については昭和54年 5 月に、労使の代表を入れた、調査会を発足させ改めて審議することとしました。しかし、この調査会の場では、労使が激突して、二年間議論したが、まとまらずこの調査会は開店休業状態に陥ってしまいました。この間、実態だけが先行していきます。調査会の結論は、最終的には、なにがしかの立法措置が必要だという点でまとまり、この提言を受けて、

問題は職安審の審議に移行します。それは昭和 59 年 3 月のことですが、私が派遣問題の小委員会の座長になって、派遣法の全体の立法化作業をやり、その年の 11 月には、提言をまとめ、法律にしてあげたわけです。ですから、この政策は私が言いだしちゃなんですが、言い出してから 10 年くらいかかるています。今、派遣は、50 万人くらいの市場に拡大・発展してきており、もちろん問題も若干残されていますが、それなりの市場ルールが形成されてきたのではないかと思っています。

なお、この派遣事業を雇用政策体系の中に位置づけ直している過程で、高齢者事業団によるいわゆる「生き甲斐労働」への対策が問題となりました。この事業団活動は東京都江戸川区で始まり、今日では全国の諸都市にシルバー人材センターとして 600 カ所を超えるほど発展してきています。この活動に晩年のライフワークとして精力を注がれていたのが大河内一男先生でした。先生は事業団の活動を法律の上で明確に位置づけ公費助成の途を開き、この活動を活発化し、全国に展開することにご熱心で私にも”何か旨い知恵を出しなさい”といわれつづけてきました。その回答として考えたのが、前述しました「労働力需給システム研究会」で高齢者事業団活動の性格づけと職業安定法との関係を明確にすることを検討することでした。ところがどう考えても、職業紹介活動にも派遣システムにも事業団活動はうまくフィットしないので、残された課題として見送ってしまいました。これを先生にご報告したところ”そうか”とガッカリした返事でした。その後、大河内先生は”生き甲斐労働”又は労働からの引退過程の高齢者対策として特別立法ができるのか労働法の専門家に検討を依頼しています。ところが労働力でもなく非労働力でもない労働を明確かつ積極的に定義づけて特別法を構築することは大変困難なことです。こうしたことと都の高齢者事業団の検討会議で先生に申し上げその理由を説明したところ、一時座が白けましたがしばらくして”高梨君の意見は解った。ボタンの

掛け違いをしていたのかな”と言われましたので私は予め行政の意見も求め、また検討会議に同席していました氏原先生や三浦文夫（現日本社会事業大学学長）さんとの意見交換をしていましたが、対策として中高年雇用促進特別措置法（昭和46年）を見直して中高年齢対策の一環として位置づけることも一つのアイディアだと申し上げてこの場は切り抜けました。帰途車中で先生よりその方向で検討して欲しいとの依頼がありましたので労働省にもその主旨を伝えたところ、これが旨く進み、昭和61年にこの特別法を改正し高年齢者雇用促進法が成立し、シルバー人材センターの法律上の位置づけができる、人件費等公費助成の途が開けました。この立法化は氏原先生とこれをサポートした当時労働省職業安定局高齢部職業対策課長であった長勢甚遠君（現在衆議院議員）の努力のお陰です。大変に残念なことに大河内先生はこの法律成立の前に他界されてしまいましたので、ご仏前に結果を報告するのにとどまりました。このシルバー人材センターも当初の構想が具体化し、若干の問題もでてきましたので現在私が座長を務めて見直し検討作業に入っているところです。

ところで、雇用政策を考えていく上での、私の基本的な姿勢は、広い意味での「組織化」ということでした。労働市場において、権利・義務をはっきりさせ、働く条件について、政策的、組織的に取り組める状況を作っていく、という意味で、これは、広い意味での「組織化」であると私は捉えているのです。労働組合に組織されるのも「組織化」ではあるが、政策的に捕捉するのも、「組織化」の一つの形態だと思うんです。政策的に集団形成をはかり、政策的、組織的に扱える集団として形成していく、ということです。ボランタリーな組織化があり、それが望ましいかもしれないが、そうした組織化が行わぬ場合、政策集団として捕捉していくのも、社会の中で人間として自立しながら生きていくための「組織化」の形態ではないだろうか、私としては、そういう願いと狙いをこめながら、雇用政策の立案にコミットしていったわ

けです。たとえば、雇用安定等諸事業における労使の事前協議制の導入について、私は審議会の中で相当がんばりました。これには労働組合の代表も賛成してくれましたが、私としては、助成金、給付金が適正に使われる仕組みを作るとともに、労働者にそれが自分たちに必要なものだと実感してもらうという意図をこの制度のうちにこめたつもりなんです。同じ発想は、男女雇用機会均等法でも貫かれていて、私は機会均等のために女性の特別保護を撤廃すべきだという主張をしました。この意見については、ずいぶん叩かれましたけれども、男子と女子が差別されているのは法律の上で女性が社会的肉体的弱者とみなされて特別に保護された結果の差別なんですから、この撤廃によって、初めて自立した男子と女子が同じ土俵のうえで競争できるという考え方です。労働者派遣法の立法化の時もそうですし、また最近 7～8 年間取り組んできましたパートタイム労働対策の提言もそうですが、派遣労働者やパートタイマーがほとんど労働組合へ組織されていないこと、また組織率を高めることは容易ではないことを念頭においた「組織化」の構想です。このように、政策立案への参加に当たって、私は、「自立と組織化」という視点は、ゆれながらも底流として貫いてきたつもりです。

14 労働委員会における労使紛争との関わり

私の行政との関わりでは、もう一つ、労働委員会への参加を通じた労使紛争との関わりがあります。最初の経験は、昭和40年から2年間、長野地労委の公益委員を務めたことで、印象深いのは、松本電鉄と長野電鉄の組合分裂という県内では二つの大事件が起き、この紛争処理に努力させられたことです。当時、長野県では、全林野が分裂するなど組合分裂が多発していた時期でした。藤田若雄さんの『第二組合』の著作と重ね合わせて理解しながら、こうした分裂を見ていたのですが、私ではとうてい力が及ばないなという印象を持ちながら、対処していま

した。昭和59年から、中央労働委員会に入りますが、経緯からいいますと、その2、3年前に、公労委に入ってくれと頼まれたんです。当時、国労から頼まれて、氏原さんと一緒に、国鉄の経営改革問題をテーマにした「国鉄研究会」を主催していましたから、氏原さんに公労委に入つてもらって私はお断りをしました。当時は、公労委に入った氏原さんと連絡をとり、私の得た情報や意見を伝えながら、処理をやってもらおうということで進めておりました。その後、中労委のメンバーが大きく入れ替わるから入つてくれということで、今度は断りきれずに、引き受けたわけです。労働委員会には、審査案件と調整案件があるわけですが、私は労働経済・労使関係学者で、労働法学者ではありませんから、本来なら審査案件は免除してもらって調整案件だけというはずなんですが、実際に最近は中労委には調整事件はほとんどない。そこで、結局、審査案件をもたされ、裁判官に準じたような審問をやるということになり、最初、ずいぶん戸惑いも感じました。労働委員会に入って、労使紛争をどう解決するかという場合、自分が法律学者ではないからなおのことそうであったかもしれないんですが、労使関係を良好かつ健全化させるためのもっとも近道は和解だと考えてきました。ですから、私は徹底的に和解路線を追求し、最悪の場合しか命令は書かないという基本姿勢を貫いてきました。私の場合は、労使に徹底的に話し合いをさせますし、双方に、私なりの考えを伝えます。たまにはお説教をしたりすることもあります。その結果でしょうか、中労委の中では、私は和解に持ち込む件数が多くなった。もちろん和解を成功させるためには紛争当事者の主張を辛抱強く聞き、決して急がないことですが、やはり何と言いましても中労委の労使委員の方々が参与委員としてサポートしてくれることです。また審査委員長としての私が発言しにくいことを事務局が当事者にそれとなく伝えてくれることも貴重なことです。石川吉右衛門前会長からもおほめの言葉をいただいたこともあります。担当した中には、中労委、

地労委、地裁、高裁にあがった事件を合わせて30数件というもつれた事件もありましたが、これも最終的には和解に持ち込むことができ、今ではこの労使関係もたいへんよくなっていると聞いています。労使関係というのは、やはり話し合いで解決しておかないと、命令で勝った、負けたではなくなるとは思えない。公益委員の会議で、会長から「君は何故そんなに和解がうまいのか、いっぺんそのノウハウをみんなに説明してくれんかね」と言われたことがありました、「大したノウハウなどはないんで、私のもって生まれた個性だから、皆さん方には申し上げることはできません」というような答しかできませんでした。ただ、やはり私は人間が好きですから、労使の双方と対等に付き合って、いろいろ意見を交換しながらなんとか融和点を見いだそうと努力をしてきたつもりですが、しかし、そんなに特異な才能が自分にあるとは思えない。ただ、とにかく粘り強くやっていく。もともと短気な方なんですが、労使紛争の処理では粘り強くやってきています。労使の参与委員からは、しばしば「高梨さんは本当に我慢強いね、あそこで何で怒らないんだ」とほめられたり不思議がされることもあります。しかし、じっと我慢して、労使を説得し、話し合いをしてもらうという以外に秘訣のようなものはないと思います。

今、労働委員会に審査案件としてかかっている組合の大部分は、少数派の組合です。大体、労使紛争を起こして、ますます少数派になっていき、最後に、中労委に事件がもちこまれてくるという経過をたどるものが多い。それをどうやってうまく話し合いで解決にもちこむか、少数派組合には少数派組合で権利を認めさせるか、ということを、当該の少数派組合が支持する政党の如何を問わず、差別なくやってきたつもりです。その延長線上の感じで、今回の国労とJRの労使紛争があるわけですが、私は和解で解決するという基本姿勢をいまだに崩してはいません。労働事件は地労委から中労委へ、またこれが不調であれば地裁、高裁、最高裁と行政

訴訟で争う途があり、いわば 5 審制です。この最高裁の最後まで争い続ければ 10 年戦争でも片附かないでしょう。たとえ労使のいずれかの主張が認められても、救済の実はあがらない場合が多いので、こうした不毛な争いになることは極力避けるべきだと考えるからです。したがって JR の労使も話し合いで解決することを期待しているところですが現在は中労委で係争中ですでの、これ以上は語れません。

ところで話しさは変わりますが、私はどうしたことか、最近の一年半くらい、和解に成功していないことです。やむなく命令を書かざるをえない事件が増えています。その理由を考えてみると、どうも経営者よりは組合の方に問題があるように思えるのです。今までは、どんなタイプの少数派組合でもリーダーがしっかりとしていて、どこで妥協するか、きちんと組織をおさめる力量を持っていたように思います。ところが、今はそうではないんですね。また少数派組合の代理人として来ている労働側の代表にも組織をまとめる力のある人がいなくなってしまった。ですから、労使紛争が起きると、どこで譲り合うか、話し合いが成り立たないまま、とことんまでいってしまうわけです。このように、どうもリーダーが組織的におさめられないケースが中労委にまで上がってきているのではないかという気がします。和解に成功してしないのは、どうも私だけじゃないようで、全体としてみると、労働委員会の機能も根本的に見直さなければならぬ時機にきているのではないかと思われています。やはり、円高、バブル経済を転機に、いろいろなことがおかしくなってきてる、日本人全体が浮かれ芝居に酔っているのではないか、そんな気がしています。日本人の倫理的、道徳的退廃が、バブル景気で相当ひどくなつたんではないかなという印象が強いですね。労使紛争そのものが発生原因にしてもますます複雑になっているという気がします。だから、それを処理しようとしても正常な方法ではやれない。日本の経済も含めて、社会が不安定になつてきているという感じがあります。ただ、

バブルもはじけましたから、これからは、少し正常な動きが出てくるかもしれない。ここ数年が異常だったのかもしれないんですが、もう少し時間が経過しないとわからないですね。

15 労働法学者の発想との関わり

行政との関わりや政策的な提言について、労使関係学者である私の発想と、労働法学者の人たちとでは、共通問題を論じながら、基本的にずれてしまって、批判を受けることがしばしばあります。初期の頃の経験では、昭和40年代初め、ドライヤー調査団がきて、ドライヤー勧告が出ます。日本の公務員、公企体労働者の団体交渉権、争議権をめぐって、国際舞台で論争が起きる。そして、それに対処するために、公務員制度審議会ができるわけです。この問題についての私の基本発想は、団体交渉仮説で解いていこうという考え方ですから、多くの労働法学者のように、憲法論から説き起こして、労働争議権の承認、不承認を論じようという方法にはどうしてもなじめない。ですから、労働法学者の論理展開とは違った視角で、問題を見ていたわけです。昭和50年に起きたスト権ストに対する私のコメントを「労働組合に対する過大な期待と評価—罪深い”進歩派”労働法学者の論理」というたいへん挑発的な副題を付けたペーパーを『ジュリスト』に発表したことがあります。これについては、労働法学の偉い先生からきつい叱りを受けたのですけれども、そのときの私の主張は、公社、公務員の組合に、スト権を認めるべきだというのは、憲法上の議論で説き起こしてもいいかもしれないが、労使関係論から離れて「表現の自由」とか「行動の自由」とかそういうレベルで展開してしまうと、公社、公務員の争議権にまで及ぶことができないのではないか、権利の問題が、労働組合の問題なのか、農民組織の問題なのか、政党の運動の問題なのか、区別がつかない議論になつてしまうのではないか、ということでした。こういう法律学の論法では、スト権を認めるという文

脈を導けないのではないかということで、最後にイソップ物語を引用して、「北風よりは太陽を」ということで締めくくった短い文章ですけれども、労使関係論の視点とは、スト権問題では、労働法学者の一部とは決定的に意見がズレたように思います。

もう一つ、労働法学者の人たちとの意見のズレを意識させられたのは、労働者派遣法の問題です。派遣の合法化は、ピンハネを合理化するとか、不安定雇用労働者を増やすことに手を貸すことになるとか、そういう意味で、いいシステムではない、というような批判を労働法学者から受けましたし、こうした批判は、今でも一部に根強くあります。しかし、面白いことが起きたのは、労働法学者のなかで、私とはずっと意見の違っていた方が、派遣法では、私の考え方を高く評価したペーパーを書いてくれたんです。そのときはさすがに私も少し驚いたんですが、労働法学者とは初めて対話が成り立つ氣がしたものでした。ただ、私の考え方と親近感を持ちあえる労働法学者の方も最近では結構多くなってきて、審議会で、政策立案をしていく場合、労働法学者の人たちから助けてもらっていることがしばしばあることも事実です。このキー概念は「団体交渉」仮説だと思いますが、私がこうした視点から、政策上のアイデアを出しますと、労働法学者の人たちが、法律学の視点からチェックし、それを具体的な法律の形態に整備してくれるという共同作業を行うことができるようになってきました。

16 最後に

私は、子供の時代から、自分の感覚や考え方は他人とは違うのではないか、というような違和感を持ち続けてきたところがあります。自分は変わり者ではないかというふうに思いこみ続けてきた面があります。研究者になって、労働問題の研究者として歩みはじめてからも、そういう感覚がずっと続いてきました。ただ、そのなかで、ほとんど違和感を持たなかったの

は、氏原さんでした。私にとって、共同研究者として、一番親しく、また一番長く付き合った人は、氏原さんです。逆に、氏原先生の方も、そうだったのではないか、と思っています。氏原さんからみても一番長く付き合ったのは、私ではないだろうかと思います。もちろん氏原さんは、天才肌の秀才ですけれども、感受性や考え方という面では、私とフィットしていたのではないかという気がします。ただ、氏原先生との関係は別にしてそういうたえざる違和感のようなものが、私の研究の底流にずっと流れてきたように思います。

しかし、そういう違和感が比較的、薄れてきたのは、オイルショックの後のことです。私が大学院生時代から基本的に発想してきたことが、ちょうど時代的に成熟して、発酵過程に入ったのかな、そういうことで、私の出番も出てきたのかな、という感じも持ちはじめたのは、オイルショック後、日本の労働市場が大きく変貌を遂げ、雇用政策が重要な政府の政策の基軸になりはじめてからのことです。前にも話しましたように、雇用政策や職業能力開発政策などで行政に深くコミットし、政策の企画・立案に私のアイディアをある程度反映させ、貢献する機会も増えてきました。また労使関係研究では、中央労働委員会での活動だけではなく労働組合運動とも深い関わりをもちつづけています。労働組合運動が停滞することは決して望ましいことは思っていませんので、産業民主主義実現の砦として労働組合運動についても、建設的な発言と研究を続けていこうと思っています。

これから私がすべきことは、私にとっては全力疾走でしたが、自分の蓄積してきた労働問題研究の知識なり知見を踏まえて、後輩諸君に、自分の勉強したこと、そして、自分の持っているアイデアなり、仮説なりをあらゆる機会を捉えてすべて伝えていきたいと考えています。日本労働研究機構の研究所長を引き受けたのも、そういう考え方からでした。研究所には、研究員が70人くらいいるわけですが、全体の研究計画の企画・立案はもちろんのこと、個別的に研

究についての相談を受けていますし、また、調査活動についても、調査会議に参加して、意見を述べているわけです。ただ大変残念なことは、私の母校である東大経済学部では大河内、氏原両先生が構築されてきた労働実態調査研究の伝統は失われ、若手研究者の養成は全く不十分で、特定のイデオロギー研究に流れ、国内のみならず海外でも評価されなくなってきたことです。そうしたこともあるって、私は日本労働研究機構を労働研究のメッカとして育て、若い労働研究者の育成にこれから限られた人生の全力投球をしたいと考えています。

また私はもっぱら日本国内の労働研究を中心に研究活動をしてきましたが、国際化の進展する中で今日必要なことは国外に対して日本の実情を正確に発信することです。日本の実情が不正確にしかも間違って伝わっているためにさまざまな誤解が生じ、これにもとづいて対立と摩擦が呼び起こされています。これは是正しなければなりません。もちろん、それは日本の特殊性を強調することではありません。むしろ必要なことは、日本と諸外国とでは労働に関する限り普遍妥当性を持つ共通の問題があることを伝えることです。そうでない限り相互理解は深まりません。外国人で日本通と称するいわゆるジャパノロジストは日本を正しく認識しているとは思えないし、頼りにしてはならない人達だと思います。

そうしたこともありまして最近は不慣れな海外旅行で国外でのシンポジウムなどに参加し、日本研究者として発言してきました。また日本労働研究機構は、日本の労働情報の海外への発信基地としての役割も重要ですので、この活動にも協力し努力していきたいと考えています。

(注記)

ここでは私が労働問題研究を志し、一方で研究実践として労働に関する実態調査を進めるとともに、他方で政治的実践として、政府の審議会や研究会などを通して深くコミットするだけではなしに、労働組合運動にも関わってきたこ

とを、私の記憶を確かめながら述べたものである。これ以外にも、私が精力を傾注した問題として教育改革がある。信州大学へは36年間で在職し、人文学部経済学科とまた経済学部の創設に当たっては創設責任者として研究・教育体制の改革に努力してきた。また労働者教育からはじまって、臨時教育審議会や中央職業能力開発審議会に参加し、学校教育や職業訓練問題について発言し教育訓練制度の改革に努めてきた。こうした信州大学の学内行政に関わる諸問題や教育訓練問題については、ここでは全く触れなかつたが、この一部は「信州大学経済学部創設私記—私の経済学とその実践」(昭和54年『信州大学経済学部論集』No.13)『臨教審と生涯学習』(昭和62年)『生涯学習と学校教育改革』(平成4年)などで記録にとどめているのでここで述べなかつた。

信州大学はまさに私にとっての半生である。この間、学部の同僚諸兄姉には多大のご迷惑をかけ通して、私の研究や社会的活動について理解と協力を得られたために定年まで無事勤めあげることができたと思う。この誌上を借りてお詫びするとともに深く感謝の意を表したい。

最後に私からのヒヤリングを企画し、聞き手として原稿をまとめていただいた下田平裕身、渡辺裕両教授に厚くお礼を申し上げたい。また原稿の整理のみならず私の研究室の店仕舞のための本や資料の整理に献身していただいた中田富子さんにも深く感謝したい。

平成5年2月8日

高梨 記